

「横浜 I R（統合型リゾート）に関するアドバイザー業務委託」 受託候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第1条 「横浜 I R（統合型リゾート）に関するアドバイザー業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

（提案書の内容）

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実施体制
- (2) 配置予定者の実績・経験
- (3) 業務実施方針
- (4) 業務内容に関する提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

（評価）

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制
 - ・統括責任者、業務主任者及び担当者が適切に配置されているか
 - ・円滑かつ効率的に業務を遂行する上で、業務実施体制について十分な工夫がなされているか
 - ・本業務の遂行に必要な情報や協力者等のネットワークを有しているか
- (2) 配置予定者の実績・経験
 - 担当者等が本業務にふさわしい業務実績・経験を有しているか
- (3) 業務実施方針
 - ア ・業務目的及び業務内容について、十分に理解しているか
 - ・各業務項目について、業務の特性を理解し、的確な業務手順・課題認識等が示されているか

イ 利益相反行為を防止する上での対応方針について、有効な提案がなされているか
(4) 業務内容に関する提案

- ア IR区域認定獲得に向けた検討・分析について
- ・国会、政府におけるこれまでの議論や横浜市が策定している関連計画等を踏まえ、横浜市へのIR区域認定に向けて重要となる視点やポイントを適切に示しているか
 - ・横浜市の区域認定獲得に向けて十分なサポートできることを説得力を持って示しているか
- イ 横浜IRの事業性及び開発条件・事業実施条件の検討・分析について
- ・横浜IRの施設内容、収益構造、ビジネスモデル等の検討について、優れた着眼点・分析力を有しているか
 - ・IR整備法第2条で規定されている1号施設から6号施設及びカジノ施設の整備について、スケール・クオリティ・コンテンツ等の考え方の整理について十分にサポートできることを説得力を持って示しているか
- ウ IR事業者の公募・選定プロセスについて
- ・民間事業者の優れた提案を引き出していく上での公募プロセスの工夫について、有益な提案がなされているか
 - ・デューデリジェンス（実態調査）について、適切かつ具体的な手法が提案されているか
- エ IR事業者との契約条件等の検討について
- ・実施協定等について契約条件、締結プロセス等において重要となる視点やポイントを十分示しているか
 - ・実施協定等の検討・IR事業者との交渉等について十分にサポートできることを説得力を持って示しているか

(5) ワーク・ライフ・バランスに関する取組等

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、横浜IR（統合型リゾート）に関するアドバイザリー業務委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 政策局総務部長
副委員長 政策局政策部長

委員 文化観光局MICE振興部長、都市整備局企画部長、
都市整備局IR推進部長、都市整備局IR推進課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けた時には、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の定足数の6分の5以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を政策局第1入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。
- 6 評価委員会は非公開とする。

（評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和元年10月21日から施行する。

附則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。